

12 環境基準等

(1) 環境基準

環境基準は人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標である。環境基本法第 16 条の規定に基づき、環境省告示により定められている。

ア 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
達成の期間	維持又は原則として 5 年以内に達成	早期維持達成	早期維持達成	早期維持達成	1 1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域にあつては、原則として 7 年以内に 1 時間値 0.06ppm を達成 2 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域以内に 1 時にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量がえられる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が 10 マイクロメートル以下のものをいう。

- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）

イ 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
達成の期間	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。			
測定方法	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有する方法を使用可能とする。			

ウ ダイオキシン類に係る環境基準

物質	ダイオキシン類
環境上の条件	1 年平均値が 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること。
測定方法	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

エ 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	微小粒子状物質
環境上の条件	1 年平均値が 15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m ³ 以下であること。
測定方法	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考 1 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μ m の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学大気汚染は大気中の炭化水素と窒素酸化物の混合系に太陽光が照射して、光化学オキシダント等の生成物質を生じたものであるが、その生成は反応物質の濃度レベルのみならず、気象条件に

大きく依存している。

中央公害対策審議会は、環境大気中炭化水素濃度と光化学オキシダントの生成との定量的関係を求めて総合的な検討を行い、光化学オキシダント生成防止のための必要条件としての環境大気中の非メタン炭化水素レベルの指針として、次の数値を示している。

「光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06 ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は 0.20 ppmC から 0.31 ppmC の範囲にある」

13 指定物質、指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

有害大気汚染物質のうち早急にその排出を抑制すべき物質である指定物質（平成 23 年 3 月 31 日現在政令で次の 3 物質が指定されている。：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）を排出する指定物質排出施設（政令で指定：一定規模以上の乾燥施設、蒸留施設等）について、指定物質及び指定物質排出施設の種類ごとに指定物質の排出の抑制に関する基準（指定物質抑制基準）が定められている。

指定物質排出施設の設置者は、設置にあたって知事へ設置届出等の義務はないが、指定物質排出施設の設置者は、排出口において指定物質ごとの指定物質抑制基準値を遵守しなければならない。

指定物質、指定物質排出施設及び指定物質抑制基準は、別紙 1 のとおりである。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン（別紙 1）
既設の施設（平成 9 年 4 月 1 日現在において、既に設置されている施設、又は設置の工事を行っている施設）については、平成 10 年 4 月 1 日から適用される。
新設の施設（平成 9 年 4 月 2 日以降、新たに設置する施設）については、設置の日から適用される。